

平成十八年五月十一日提出  
質問第一二五五号

北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問主意書

一 平成十七年十一月四日付答弁書（内閣衆質一六三第五三号）において、政府は、「ロシアは、法的根拠なくして北方四島を占拠しており、我が国は、現在、北方四島に対する管轄権の一部を事実上行使できない状況にある。」と答弁しているが、我が国が北方四島に対して行使している管轄権を例示されたい。

二 政府は、「ロシアは、法的根拠なくして北方四島を占拠しており」という認識を示しているが、竹島問題について、韓国が法的根拠なくして竹島を占拠していると認識しているか。

三 日本船籍の船舶が外国の領海内を航行するとき、日本国旗に加え、当該外国の国旗を掲揚するとの慣行があるか。

四 外国船籍の船舶が日本の領海内を航行するとき、船籍国の国旗に加え、日本国旗を掲揚するとの慣行があるか。

五 日本の領海内を航行する外国船籍の船舶が日本国旗を掲揚しない場合、政府はどのような対応をとっているか。

六 平成十七年十一月四日付答弁書（内閣衆質一六三第五三号）において、政府は、「一般に、四島交流の

枠組みによる訪問事業において使用される船舶については、根室港出港後の一定時間後に、日本国旗に加え、ロシア国旗も掲揚していると承知している。」と答弁しているが、ここでいう「一定時間後」とは瑠瑠水道付近の北海道本島と北方四島の中間線を越えた後という意味か。

七 六で政府が明らかにした、ロシア国旗の掲揚の事実行為は、当該水域がロシア領であることを日本政府が承認することを意味するか。意味しないとすれば、その法的な根拠を明らかにされたい。

八 北方四島交流の枠組みにおける訪問事業には、必ず外務省職員が同行しているか。

九 北方四島周辺の我が国領海内を航行するロシア船籍を含む外国船籍の船舶は日本国旗を掲揚しているか。

十 竹島の十二カイリ以内に海上保安庁の巡視艇が航行した直近の年月日を明らかにされたい。

十一 十の際、海上保安庁の巡視艇は日本国旗とともに韓国国旗を掲揚したか。

十二 政府は、「四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶については、根室港出港後の一定時間後に、日本国旗に加え、ロシア国旗も掲揚している」という実態が我が国の国益に合致すると考えるか。

右質問する。